

**放送番組のインターネット上での同時
配信等に係る権利処理の円滑化について
（措置の方向性など）**

**令和 2 年 1 0 月
文化庁著作権課**

検討に当たっての基本方針

- 放送番組のインターネットでの同時配信等は、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上や、コンテンツ産業の振興・国際競争力の確保等の観点から喫緊の課題である。
- このため、諸外国の制度等も十分に踏まえつつ、放送と同等の権利処理を可能とする制度改正等を目指し、幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら、制度・運用の両面から総合的に対応を検討していく必要がある。
- 検討に当たっては、何よりもまず視聴者から見た利便性を第一としつつ、「一元的な権利処理の推進」と「権利保護・権利者への適切な対価の還元」のバランスを図り、視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益となるような措置を迅速に講じていくこととする。



総務省の取りまとめ・放送事業者の意向をもとに、幅広い関係者の意見も十分に踏まえながら、総合的な課題解決に向けた対応をスピーディに検討。

文化審議会著作権分科会に専門のワーキングチームを設けて集中的に議論。10月中に結論を得て、早急に詳細な制度設計等を行い、次期通常国会での法案成立を目指す。

同時配信等に係る課題の総合的解決のための措置

※文化審議会のWTで概ね共通認識が得られている内容を基に作成

- 視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益になる仕組みを迅速に構築する必要。
- 「規制改革実施計画」（令和2年7月閣議決定）に沿って、幅広い関係者の意見も踏まえながら対応を検討。当事者間の契約（自助）だけでは限界がある部分について、協議の場の設置（共助）や放送事業者の要望に基づく制度改革（公助）を実施。
- その際、同時配信のほか追っかけ配信・見逃し配信も視野に入れ、多様なサービス形態に対応。

制度改革による課題解決

※著作権制度に起因するフタかぶせは全て解消可能

課題1

放送に加えて配信の許諾を得るのが負担



許諾推定規定の創設
【法改正】（※1）

課題2

利用条件等の契約交渉が折り合わず許諾を得られない



協議不調の場合
裁定制度の拡充
【法改正】

課題3

権利者不明のため許諾を得られない



権利者不明の場合の
裁定制度の利便性向上
【政令改正等】

課題4

権利制限規定等が配信を対象としていない



権利制限規定等の
拡充（※2）
【法改正】

制度上の障害のない課題の取扱い

※制度改革を待たずにすぐに着手

音楽著作権の「放送」と「同時配信等」の簡便な権利処理など：当事者間協議の場を設置

（※1）契約時に権利者が配信を明確に拒否していたり、当事者間の条件交渉等が折り合わない場合に、専ら放送事業者の意向を優先して、強制的に同時配信等を可能とする制度改革は困難。

（※2）レコード・実演に関して、実務上、円滑に許諾が得られない部分への手当ても行う予定。

具体的な制度改正のイメージ

※文化審議会のWTで概ね共通認識が得られている内容を基に作成

(1) 許諾推定規定の創設【課題1：法改正】

- ・ 放送の許諾の際、権利者が別途の意思表示をしていなければ、同時配信等も許諾したものと推定。

(2) 協議不調の場合の裁定制度の拡充【課題2：法改正】

- ・ 放送に加え、同時配信等に当たっての協議が整わない場合にも制度を活用可能とする。

(3) 権利者不明の場合の裁定制度の利便性向上【課題3：政令改正等】

- ・ 民放についても補償金の事前供託を免除（要件は要検討）、「相当な努力」の要件を緩和、申請手続を電子化。

(4) 権利制限規定の同時配信等への拡充【課題4：法改正】

- ・ 放送では許諾なしに著作物を自由に利用できることとなっている規定を、同時配信等に拡充。
（例）国会等における演説等の利用、喫茶店等での放送番組の伝達

(5) 同時配信等に係るレコードの権利（アウトサイダー）の報酬請求権化【課題4：法改正】

- ・ レコードの同時配信等に関し、集中管理による包括許諾（実質的に報酬請求権化）がされておらず、個別の許諾を得るのにコストがかかるアウトサイダーの権利について、法律上、報酬請求権化。

<レコードの配信：法律上は許諾権>

集中管理による包括許諾
（実質的に報酬請求権化）

アウトサイダー（個別許諾）

(6) リピート放送の同時配信等に係る映像実演の権利（アウトサイダー）の報酬請求権化【課題4：法改正】

- ・ リピート放送の同時配信等に関し、映像実演のアウトサイダーの権利について、法律上、リピート放送の場合と同様、初回放送時の契約に別段の定めがない限り、報酬請求権化。

検討スケジュール

【8月】

- 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会（第1回）（8月4日）
 - ・同時配信等WTの設置を決定

【9～10月】※措置の方向性の議論

- 同時配信等WT（第1回）（9月4日）
 - ・総務省からの要望とりまとめ報告、放送事業者ヒアリング、自由討議
- 同時配信等WT（第2回）（9月18日）
 - ・権利者ヒアリング、措置の方向性の議論①
- 同時配信等WT（第3回）（9月28日）
 - ・措置の方向性の議論②
- 同時配信等WT（第4回）（10月12日）
 - ・中間まとめ
- 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会（第2回）（10月19日）
 - ・同時配信等WTにおける中間まとめについて報告の上、議論

【11～12月】※具体的な制度設計等の議論

- 同時配信等WT（第5回～第7回 or 第8回）
 - ・制度設計等の議論⇒報告書のとりまとめ
- 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会（第3回）
 - ・同時配信等WTにおける報告書について報告の上、議論

(※) その後、パブリックコメントを実施し、最終的には、著作権分科会としての報告書を取りまとめ、次期通常国会への法案提出を目指す。

【参考】放送の同時配信等に関する諸外国の制度概要①

※令和元年度文化庁委託調査（2020年3月）の結果をもとに文化庁において作成
※アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・韓国・日本の状況を整理

1. 放送や同時配信等の位置付け・区分

- 各国とも、**放送・通信法上の位置付けと著作権法上の位置付けは一致**している。
 - 著作権法上における「放送」とそれ以外の配信について、**イギリス・フランス・ドイツ**では、「**放送・同時配信**」と「**見逃し配信・VOD**」で区分しており、**韓国・日本**では、「**放送**」と「**同時配信・見逃し配信・VOD**」で区分している（**アメリカ**は、**明確な定義・区分なし**）。
- (※) この定義・区分と、著作権法上の権利の在り方は必ずしもリンクするものではない。

<著作権法における「放送」とそれ以外のサービスの区分> ※放送・通信法上の区分と一致

	放送	同時配信	見逃し配信	VOD
アメリカ	放送等について明確な定義はない			
イギリス	放送		放送ではない	
フランス	放送		放送ではない	
ドイツ	放送		放送ではない	
韓国	放送		放送ではない	
日本（現状）	放送		放送ではない	

【参考】放送の同時配信等に関する諸外国の制度概要②

2. 著作権法上の権利の在り方（許諾権・報酬請求権）

- 「**著作権**」及び「**映像実演**」については、各国とも**全て許諾権**を付与（条約上の義務）。
- 「**レコード**」及び「**レコード実演**」については、**各国によって制度が異なるが、同時配信（条約上は報酬請求権で可）に関して許諾権を付与している国も多い**（放送に関して許諾権を付与している国も存在）。**見逃し配信・VOD**に関しては基本的に**全て許諾権**を付与。

< 「レコード」及び「レコード実演」に関する権利の在り方 >

		放送	同時配信	見逃し配信	VOD
アメリカ		権利なし	許諾権		
イギリス	レコード	許諾権			
	レコード実演	報酬請求権			許諾権
フランス		※ラジオの放送・同時配信は報酬請求権		許諾権	
ドイツ		報酬請求権		許諾権	
韓国		報酬請求権	許諾権		
日本（現状）		報酬請求権	許諾権		